

白川町公示第5号

道路法第17条第4項（代行制度）の規定により、白川町が別紙1のとおり道路（歩道）の維持管理を行うので、同法第17条第5項の規定により公示する。

令和8年1月30日

白川町長 佐伯正貴

道路法第 17 条第 4 項の維持管理内容について

1. 道路の種類

都道府県道（白川町新庁舎の敷地に接する歩道）

2. 路線名

主要地方道下呂白川線

3. 区間

場 所：加茂郡白川町大字河岐字西ヶ小井戸 1 7 2 3 番 1 地先から
加茂郡白川町大字河岐字本田 1 7 2 6 番 1 地先まで

延 長：歩道 97.0m

4. 開始の日

令和 8 年 1 月 30 日

8. 道路法に基づき代行する権限

別紙 2 「道路法に基づく権限の代行範囲」のとおり

道路法に基づく権限の代行範囲

No.	道路法の条項	権限の内容	備考
1	第22条第1項	工事原因者に対する維持施行命令	
2	第24条	本文道路管理者以外の者による維持の承認	
3	第44条の3第1項	違法放置等物件の除去	
4	第44条の3第2項	違法放置等物件の保管	
5	第44条の3第3項	違法放置等物件の保管の公示	
6	第44条の3第4項	違法放置等物件の売却・売却代金の保管	
7	第44条の3第5項	違法放置等物件の廃棄	
8	第44条の3第7項	違法放置等物件の除去等にかかる費用の徴収	
9	第58条	原因者負担金の徴収	
10	第67条の2第1項	長時間放置された車両の移動	
11	第67条の2第2項	長時間放置された車両の移動に係る警察署長に対する意見聴取	
12	第67条の2第3項	長時間放置された車両の保管	
13	第67条の2第4項	長時間放置された車両の保管の告知・返還措置・公示	
14	第67条の2第5項	長時間放置された車両の移動	
15	第71条第1項、第2項	監督処分（第24条の規定に係るものに限る。）	事後通知
16	第71条第3項前段	命ずべき者を確知できないときの必要な措置の実施	
17	第72条の2第1項	報告聴取・立入検査の実施	
18	第73条	原因者負担金の強制徴収	
19	第87条第1項	維持の承認に係る条件の付与	